

今月の納税

国民健康保険税
介護保険料
後期高齢者医療保険料

…7期

納期限 2月1日(月)

コンビニエンスストアでも納付できます。
また、便利で確実な口座振替も
ご利用ください。

確定申告はパソコン・スマホから

2月16日(火)～3月15日(月)は確定申告期間です



期間中は、町や高崎税務署
が開設する会場でも申告を受
け付けていますが、新型コロナ
ウイルス感染症の拡大防止
のため、パソコンやスマート
フォンからの申告にご協力く
ださい。

なお、次のいずれかに該当
する人は、町の会場で受け付
けができないため、高崎税務
署が開設する会場で申告する
か、パソコンなどから申告し
てください。

税務署などでの申告が必要な人

注意 ③～⑤については、例年
と対応が異なりますのでご注
意ください。

- ①令和2年分以外の確定申告
- ②山林所得や譲渡所得(土地
建物、株式など)のある人
- ③青色申告をする人
- ④ふるさと納税をした人
- ⑤住宅借入金等特別控除を受
ける人(控除2年目以降の
人を含む)

※住宅ローンなどでマイホー
ムを新築、購入、増改築したと
きは、一定の要件にあてはま

確定申告はパソコン・スマホからできます

- ①「国税庁ホームページ」へアクセス
・税務署に行く手間がかかりません。
・確定申告期間中は**24時間いつでも**利用できます。
- ②申告書を作成
・画面の案内に従って金額などを入力するだけです。
- ③e-taxで送信して提出
・マイナンバーカードを使って送信。



用意する物

- (1)マイナンバーカード
- (2)ICカードリーダライタまたは、マイナンバーカード対応のスマホ
・IDとパスワードで送信
ID・パスワードの発行は、事前に税務署で本人確認を行った上
で行います。税務署に本人確認書類を持参し手続きをしてく
ださい。
※マイナンバーカードやID・パスワードがない人は、印刷し
て郵便などで税務署へ提出することもできます。

ヘルプデスク

☎0570-01-5901 受付時間9:00～17:00
※土・日・祝日・年末年始を除く



れば、所得税の税額控除を受
けることができます。
⑥東日本大震災により、住宅
などに被害を受けて、所得
税の軽減・免除を受けられ
る人
※高崎税務署が開設する会場
については、後口戸別配布する

リーフレットでお知らせしま
す。町が開設する会場につい
ては、広報2月号に掲載します。
▼問い合わせ先
高崎税務署
☎027-322-4711
税務会計課 税務室
☎26-2237(直通)

ご確認ください

「医療費のお知らせ」の送付について

- ▶対象 令和元年12月1日～令和2年12月31日に国民健康保険(町国保)の加入者で、保険給付を受けた人
世帯主宛に発送しています。令和元年12月～令和2年8月分は発送済みです。
- ▶発送時期
・令和2年9月～令和2年11月分：令和3年2月上旬発送予定
・令和2年12月分：令和3年3月上旬発送予定
※再発行を希望する場合は、発行までに時間がかかることがあるのでご連絡ください。
また、過年度分については、再発行ができない場合があります。



問い合わせ先 住民課 住民保険室 ☎26-2249(直通)



入学前に受け取れます

児童・生徒への就学援助制度



経済的な理由のため就学困難と認められる、町立小・中学校に通う児童・生徒の保護者（生活保護受給者に準ずる程度）に、学用品費や学校給食費などの一部を年度ごとに援助しています。

※生活保護法に基づく教育扶助の受給者は、別途相談

新入学児童・生徒学用品費の前倒し支給

令和3年度、小・中学校に入学する児童・生徒がいる保護者へ、入学前の3月に新入学児童・生徒学用品費を前倒し支給します。

▼申請方法

援助を希望する場合は、入学通知書に同封されている申請書に必要事項の記入、押印の上、提出してください。

▼申し込み締め切り

令和3年1月29日(金)

▼提出先

教育総務室、児童が在籍する小学校または在籍予定の小・中学校

在校児童・生徒の就学援助費の申請

令和3年度の援助を新たに希望する場合や、令和2年度に援助を受けていて、引き続き援助を希望する場合も新たに申請が必要です。

▼申請方法

申請書に必要事項を記入し、押印の上、提出してください。申請書は各学校または教育総務室で受け取るか、町教育委員会ホームページでダウンロードできます。

※申請書は1枚。対象となる児童・生徒(小・中学校にまたがる場合でも)全員連名で申請できます。

▼申し込み締め切り

令和3年2月26日(金)

▼提出先

教育総務室または児童・生徒が在籍する小・中学校

▼問い合わせ先

教育委員会事務局 教育総務室

☎26・22805(直通)

明治小学校 ☎54・2105

駒寄小学校 ☎54・2300

吉岡中学校 ☎54・3213

忘れずにお申し込みください

学童クラブ入所児童を募集



令和3年度に学童クラブの利用を希望する人は、町社会福祉協議会へお申し込みください。詳しくは左表をご覧ください。

また、現在入所しており、令和3年度も引き続き利用を希望する人も申し込みが必要です。各学童クラブへお申し込みください。申請書は、学童クラブで配布します。

▼問い合わせ先

町社会福祉協議会 ☎54・3930
URL <https://www.yoshioka-shakyo.jp/>

臨時職員を募集します

▼勤務内容 学童クラブでの児童の保育(補助員)

▼勤務時間 1日3時間以内(土曜日、長期休暇などは1日5時間以内)

▼応募資格 子育て経験のある人(保育士・幼稚園教諭・教員免許・放課後児童支援員認定資格保持者歓迎)

▼賃金 時給1,000円

▼応募方法 町社会福祉協議会へ連絡の上、履歴書を持参してください。

新たに学童クラブへの入所を希望する場合

申込期日	令和3年1月4日(月)～29日(金)
対象	保護者や祖父母が家庭外で仕事をしていて放課後家にいない家庭小学生
受付場所・時間	町社会福祉協議会(老人福祉センター内) 8:30～17:15 ※日曜日・祝日を除く
必要なもの	<input type="checkbox"/> 入所申請書 <input type="checkbox"/> 就労証明書(祖父母が町内在住の場合は、祖父母の就労証明書も必要) ※農業や家族の経営する事業に携わっている場合は、家族以外の方が証明する就労証明書が必要になることがあります。 ※その他、就労中であることや収入について確認できる書類(直近の給与支払明細書、採用決定通知書など)の提出を求めています。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●先着順ではありません。 ●申し込み人数が定員を超えた場合は、学年の低い児童や保育に欠ける度合いの高い児童を優先的に決定します。 ●入所決定通知または不承諾通知は2月下旬ごろ郵送する予定です。 ●申請書などは、町社会福祉協議会で受け取るか、町社会福祉協議会のホームページからダウンロードしてください。